

## 始良市農業委員会総会議事録（10月）

1. 開催日時 平成30年10月31日（水） 午後1時30分～3時35分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内飩 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 なし

### 3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地あっせん申出（売渡希望）について
8. 議案第 6号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定

- について
9. 農用あっせんの経過報告
  10. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
  11. その他

#### 4. 農業委員会事務局職員

事務局長  
補佐兼振興係長  
振興係主査  
農地係長  
農地係参事補  
農地係主任主査  
加治木農林水産係長  
始良農林水産係長

	<p><b>始良市農業委員会総会議事録（平成30年10月）</b>  （大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成30年度第7回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、3番委員、4番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇補佐と〇〇係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p>

議 長	<p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第1号 —————</p> <p>それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 1番から8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は10月31日、契約の始期は11月1日をそれぞれ予定いたしております。</p> <p>契約年数につきましては、3年間で3件、5年間で4件、8年間で1件で、合計8件となっております。面積につきましては、合計15,902㎡となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページから3ページでございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、総会資料の3ページ7番が15番委員、8番が4番委員の関連する議案となっております。</p> <p>こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から6番について一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の1番から6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定</p>

		<p>の1番から6番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第1号の7番から8番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>それでは、7番について、15番委員の退席をお願いします。</p>
	委員	(15番委員退席)
議長		それでは、7番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。議案第1号7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の7番については原案のとおり決定いたしました。
		15番委員は着席してください。
	委員	(15番委員着席)
議長		それでは、8番について、4番委員の退席をお願いします。
	委員	(4番委員退席)
議長		それでは、8番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。議案第1号8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の8番については原案のとおり決定いたしました。
		4番委員は着席してください。

	委員	(4番委員着席)
		————— 議案第2号 —————
議長		次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から10番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、4ページから6ページでございます。今月の申請件数につきましては、10件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから10ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。  それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町西別府在住の〇〇。譲渡人、加治木町西別府在住の〇〇の贈与による所有権移転です。 申請地の所在は、加治木町西別府字前原〇〇番 畑、〇〇番 畑の計2筆、合計面積1, 399㎡です。以上で1番の説明を終わります。
議長		ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	11番委員です。それでは、調査報告をいたします。 平成30年10月14日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人については、田が1反5畝あり、田については、人に貸しております。野菜をするために畑だけの耕作をしており、畑の耕作が、2反4畝、ほとんど野菜を耕作しております。 機械類は、トラクター、管理機、耕運機があり、特に奥様がやる気があります。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議長		次の2番と3番については、関連がありますので、一括で事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、2番と3番は関連がありますので、一括でご説明いたします。 2番 譲受人、蒲生町西浦在住の〇〇、譲渡人、霧島市在住の〇〇の交換による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町北字橋ノ上〇〇番

議 長	<p>畑 1, 043㎡です。</p> <p>3番 譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇の交換による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町西浦字橋ノ上〇〇番 畑 601㎡です。</p> <p>2番の申請地と3番の申請地の等価交換となり、申請地所在の大字が異なりますが、お互いの土地の距離は約200mと近く、それぞれがお互い家のそばであります。以上で2番と3番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>まず、2番の〇〇さんですが、自宅横の土地で畑です。農業推進委員をされている〇〇さんの実家であります。畑を苗づくりのために利用したりとか、野菜を植えたりということです。機械、労働力、技術面全てにおいても問題はありません。</p> <p>3番のほうも譲受人〇〇さんですが、ご本人は、もうこの土地には住んでいらっしゃらなくて、二人の子どもさんも、国分と広島県にいらっしゃいますけど、親戚の〇〇さんという方が家を継ぐつもりで、受益がほしいということで、願ったり叶ったりというようなことでございます。</p> <p>機械類は、親戚叔父さんが、親の代から全て引き継ぎをされていて機会労力全て管理されております。</p> <p>以上のようなことで当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、4番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、上名在住の〇〇。譲渡人、上名在住の〇〇の売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、上名字料木〇〇番 田 1, 035㎡です。</p> <p>以上で4番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年10月20日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人〇〇さんは、田の作付けは他の人に委託しており、機械は、軽トラックと管理機各1台、畑の耕作を専門に100円売場とか、販売されており、非常に熱心であります。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、5番につきましてご説明いたします。 譲受人、蒲生町北在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇の売買による所有権移転です。 申請地の所在は、大山字大牟田〇〇番〇 田 1, 690㎡です。 以上で5番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年10月24日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。</p> <p>申請地につきましては、山田の大山にある00つくだ農機店の後ろ側になります。譲渡人が、〇〇さんという方で西餅田に居住されておられて、当初は相続放棄をしたいということで考えていらっしやったのですが、譲受人が見つかったということで、蒲生町の北にお母さんと居住されていらっしやいまして、労働力は、現在二人でございます。現在の経営内容といたしまして、田2, 179㎡を耕作されまして、今回売買されます1, 690㎡を合わせますと、3, 869㎡となるようでございます。また、農業機械類につきましては、トラクター、バインダー、田植え機、軽トラック各1台を所有されており、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町反土在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇他2名の売買による所有権移転です。 申請地の所在は、蒲生町米丸字上水流〇〇番〇 田 973㎡です。 以上で6番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年10月19日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は現在、川東、住吉、漆、米丸、各地区に水田を持っていらっしやって、総面積が2ha以上で水稻を作っていらっしやい</p>



<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>ます。労働力については、本人が主でありますけれども、他に常勤雇用の方もいらっしゃる、水田の管理をされていて、また、機械類については、トラクターをはじめ、全てが大型の機械で問題はないと思います。</p> <p>また、申請地の水田の前から作っていらっしゃるところで、綺麗に耕作されております。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p> <p>次の7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、7番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、蒲生町久末在住の〇〇。譲渡人、蒲生町久末在住の〇〇の売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、蒲生町久末字大谷〇〇番 田 4 5 4 m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上で7番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、5番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年10月21日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、久末地区の〇〇さんの娘さんでございまして、両親が約水稲80a、あと畑が5a現在耕作されております。</p> <p>現地は、ご両親宅の裏側でありまして、現在水稲の稲刈りが終わっておりまして、機械類もトラクター、田植え機、耕耘機、コンバイン、乾燥機等もありまして、何ら問題はないと思われまます。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、8番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、蒲生町西浦在住の〇〇。譲渡人、蒲生町西浦在住の〇〇の贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、蒲生町西浦字灰床〇〇番〇 田 1, 0 2 5 m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上で8番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、7番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>2番3番で調査日を言わなかったと思うのですが、平成30年10月</p>

	<p>24日午前中にお伺いさせていただきました。7番の譲受人〇〇さんについても平成30年10月24日午後に訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。</p> <p>申請地は、自宅の横の田んぼです。譲受人は、弁当屋を経営されていまして、食材の確保をされるために耕作されるということで譲り受けられています。機械類については、草刈機とか管理機とかはありますけれども、田を耕作するトラクター他はありませんので、それは、リースしてやるということです。労働力については、従業員の方が6、7名いらっしゃいますので、その方を利用してするという事です。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、9番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、霧島市在住の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人、霧島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町小山田字東〇〇番〇 畑 3, 492㎡です。</p> <p>以上で9番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、5番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年10月17日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。</p> <p>申請地は、県道沿いでありまして、株式会社〇〇の経営状況は、お茶や大葉若葉、青汁ですけれども、その栽培をされていて、機械類は、トラクター、軽トラックなどを複数所有されており、労働力は、家族プラス従業員11名でいらっしゃるといことでした。</p> <p>その申請地の畑では、大葉若葉の青汁を栽培すると予定されていて、除草剤を使用しないので薬の心配はないということでした。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、10番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、蒲生町北在住の〇〇。譲渡人、蒲生町北在住の〇〇、同じく蒲生町北在住〇〇の贈与による所有権移転です。</p>

<p>議 長</p>	<p>委員 申請地の所在は、蒲生町北字北枝〇〇番〇 田、字寺倉 畑の計2筆、合計面積 3, 090㎡です。 以上で10番の説明を終わります。</p> <p>それでは、ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 はい、4番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年10月12日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、お父さん宅で今、同居されておりまして、今近くで家の新築中であります。</p> <p>機械については、お父さんがコンバインとか全て持っておられます。いずれは譲受人が農業を継いでいかれると思います。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から10番について、一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>
<p>事務局</p>	<p>それではお諮りいたします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から10番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から10番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今日は、2件でございました。</p>

<p>議 長</p>	<p>1 番についてご説明申し上げます。  申請人は、始良市平松在住の〇〇。土地の所在は、始良市平松字狩川〇〇番〇 田 5 2 4 m<sup>2</sup>です。  農地区分は、都市計画内の用途が近隣商業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。  転用目的は、貸家で1棟の建築面積59.62 m<sup>2</sup>です。  申請理由は、貸家（1棟）を建築し、その運営を行うことで地域の住宅緩和に寄与するとともに自己生活の安定を図るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書は、区域外のため、不要です。ここは、現地調査ですでに埋め立がしてありましたので、始末書が必要ということで、始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番地〇（田）347 m<sup>2</sup>と議案第4号2番の申請地と一体利用で、全事業面積871 m<sup>2</sup>となり、追認のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p> <p>それでは、ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>11番委員です。それでは、10月24日の調査報告をいたします。  農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、池田パンから南東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が雑種地、南が田んぼ、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金も自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。  申請人は、始良市寺師在住の〇〇。土地の所在は、始良市寺師字三森ヶ宇都〇〇番〇 田 6 7 8 m<sup>2</sup>です。  農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha以上ですので、第1種農地と判断されます。  転用目的は、一般住宅で2棟の建築面積88.07 m<sup>2</sup>です。  申請理由は、申請地は自宅に隣接しているため、母の隠居及び農業用の作物乾燥場・作業場として利用するためです。  資金は、融資で対応し、土地改良区の意見書は、区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。第1種農地で一般住宅500 m<sup>2</sup>面積超えのため、理由書の添付があります。追認のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>

議 長	<p>それでは、ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13番委員です。それでは、調査報告をいたします。 農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外であります。集落接続施設に該当するため、問題なし。申請地の位置は、西部JA営農センターから北に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が水路、南が宅地・畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。 なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 第4号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 まず、1番についてご説明申し上げます。</p>

	<p>譲受人、さいたま市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は2件ございまして、始良市在住の〇〇、他2名。土地の所在は、松原町〇丁目〇〇番〇 畑 536㎡です。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、松原町〇丁目〇〇番〇 畑 106㎡です。合計2筆の642㎡です。</p> <p>権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地に建売住宅を建築するための造成を行うためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、平松在住の〇〇。貸人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番〇 田 347㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、都市計画内の用途が近隣商業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、貸家1棟の建築面積52.58㎡です。申請理由は、申請地に貸家（1棟）を建築しその運営を行う事で地域の住宅緩和に寄与するとともに、自己生活の安定を図るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。現地調査の結果、すでに埋め立てがされて数年立っていることから、始末書が必要ということで、始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番地〇（田）524㎡と一体利用し、全事業面積871㎡です。追認のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明</p>

	<p>をお願いします。</p> <p>委員 11番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、イケダパンから南東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が市道、南が市道、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は7名で、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字東道丁原〇〇番〇 畑 452㎡、東餅田字東道丁原〇〇番 畑 102㎡ 合計2筆の554㎡です。</p> <p>譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字東道丁原〇〇番畑 294㎡です。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字東道丁原〇〇番〇 畑 233㎡です。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字東道丁原〇〇番 畑 132㎡です。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字東道丁原〇〇番 畑 224㎡、東餅田字東道丁原〇〇番 畑 158㎡ 合計2筆の382㎡です。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字東道丁原〇〇番 畑 76㎡、東餅田字東道丁原〇〇番 畑 56㎡ 合計2筆の132㎡です。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字東道丁原〇〇番 畑 122㎡です。合計10筆の1,849㎡です。</p> <p>権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地用地として、需要が見込まれる為です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番(山林) 1, 123㎡と一体利用し、全事業面積は2,972㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 12番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、高樋団地から南東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が</p>

<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>宅地、南が宅地と里道、北が畑と市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、議案第4号4番については「議事参与の制限」により関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し裁決いたします。4番の関係者3番委員の退席をお願いいたします。</p> <p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人は、始良市の株式会社〇〇。代表取締役〇〇。貸人は、加治木町小山田在住の〇。土地の所在は、加治木町小山田字下田〇〇番〇 田 277㎡です。権利内容は賃借権です。農地区分は、農用地区区域内農地と判断されます。土地改良事業の施工があり、農地の広がり1.0ha以上あります。</p> <p>転用目的は、現場事務所2棟の26㎡と駐車場です。申請理由は、農村地域防災減災事業（河川応急）徳永30-1工区施工の為です。</p> <p>資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は一時転用のため不要です。被害防除計画書の添付があります。一時転用で、平成31年3月31日迄です。農用地区域内で、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>



	<p>委員 6番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地であります。一時転用に該当するため問題ありません。申請地の位置は、竜門小学校から北東に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が農道、西が田、南が農道、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はございません。</p> <p>総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第4号4番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 「質疑・意見なし」</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号4番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第4号4番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>3番委員は、着席してください。</p> <p>ここで、休憩に入りたいと思います。</p> <p>(休憩)</p> <p>時間になりましたので休憩をといて、議事を再開いたします。</p> <p>次に5番から12番について説明をお願いいたします。</p> <p>まずは5番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、薩摩郡さつま町の医療法人〇〇。理事長〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字諏訪前〇〇番 田 1, 368㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第1種中高層住居専用地域にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、通院者等の駐車場が不足になった為、申請地を取得し駐車場(普通車60台)に利用する為です。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明</p>

委員	<p>をお願いします。</p> <p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、クオラ北東側隣接地です。</p> <p>被害防除の現況は、東が里道、西が宅地、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>補足として申し上げますと、参考資料の30ページを見てください。申請地がここに貼ってありますけれども、この田自体が、所有者不明の農地みたいな感じになっていて、これとクオラ側のここに土地改良区の水利があります。これももう用を成さない訳です。この田は、耕作放棄地になっております。このようなところを何とか開発していかないと、このような土地が残っても使い道がないような気がします。今後の課題ではなかろうかと思っております。以上です。</p>
議長	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、西之表市在住の〇〇。譲渡人、蒲生町西浦在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町西浦字灰床〇〇番〇 畑 717㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。申請理由は、株式会社〇〇技研の作業車両及び従業員の駐車場として賃貸するためです。資金は自己資金で対応します。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>12番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。</p> <p>申請地の位置は、西浦小学校から北西に約600mの位置です。造成工法は、盛土0.5m、土留打0.5mです。被害防除の現況は、東が県道、西が山林と宅地、南が宅地、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の7番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>7番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、西之表市在住の〇〇。譲渡人、大分市在住の〇〇。土地の所在は、松原町〇丁目〇〇番〇 畑 240㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第1種中高層住居専用地域にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟112.00㎡の建設です。申請理由は、現在、借家住まいである為、申請地を取得して住宅を建築したいためです。資金は融資で対応します。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校隣接地です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>8番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市在住の〇〇。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、平松字梅木畑〇〇番〇 田 200㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、山林です。申請理由は、周りに山林があり、日照が悪くイノシシ等の被害もあることから山林したいためです。資金は自己資金で対応します。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、青木水流交差点から南東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としまして</p>

<p>議 長</p>	<p>は許可意見であります。以上です。</p> <p>次の9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>9番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市在住の〇〇。譲渡人、始良市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字操穴〇〇番〇 田 324㎡です。権利内容は使用賃借権です。農地区分は、第一種中高層住居専用域内で第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟 104.00㎡です。</p> <p>申請理由は、現在、借家住まいで手狭である為、今回実家に近い申請地に住居を建築したいためです。資金は融資で対応します。土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、木田簡易郵便局から南東に約100mの位置です。被害防除現況は、東市道、西が田、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>10番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、株式会社〇〇建設 代表取締役〇〇。譲渡人、蒲生町米丸在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町米丸字新田〇〇番〇 田 954㎡です。</p> <p>権利内容は賃借権です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha以上ありまして、農用地区域内農地と判断されます。転用目的は、現場事務所7棟 97.7㎡と駐車場です。</p> <p>申請理由は、米丸ほ場内のパイプライン工事の現場事務所を設置する場所が他にないためです。資金は自己資金で対応します。平成31年3月20日までが工期であるが、一時転用を平成31年3月31日までとして若干余裕をみています。県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員</p> <p>12番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、農用区域内ですが、一時転用に該当するようですので問題なし。申請地の位置は、米丸簡易郵便局から南に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が県道、西が田、南が雑種地、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の11番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>11番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人、始良市蒲生町下久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町下久徳字役屋敷〇〇番〇畑479㎡、蒲生町下久徳字役屋敷〇〇番〇畑361㎡、合計2筆840㎡です。</p> <p>権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なしで広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、山林です。申請理由は、周りに山林があり、日照が悪くイノシシ等の被害もあることから、山林転用したいためです。</p> <p>資金は自己資金で対応します。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題なし。申請地の位置は、横尾口団地から東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地と山林、西が山林、南が山林、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の12番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>12番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、〇〇株の株式会社 代表取締役〇〇、譲渡人、霧島市在住の〇〇。土地の所在は、始良町平松字前畑〇〇番〇田941㎡のうち377㎡、始良町平松字前畑〇〇番〇田132.23㎡、始良町平松字前畑〇〇番〇田11㎡、合計3筆520.23㎡です。</p>

<p>議 長</p>	<p>権利内容は使用賃借権です。農地区分は、都市計画内の用途が準工業地域で第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、工場増築の為、駐車場が必要なためです。資金は自己資金で対応します。土地改良区等の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。</p> <p>補足しますと、申請地の内〇〇番地〇について、登記地目は宅地であるが、現況が田であるため課税され、農地法第2条1項に規定する農地として取扱います。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良分遣所から南東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の5番から12番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の5番から12番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の5番から12番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p> <p>次に、日程第7、議案第5号農地あっせん申出（売渡希望）について</p>

	<p>議題に供します。</p> <p>1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第5号農地あっせん申出（売渡希望）についてご説明申し上げます。</p> <p>総会資料は、14ページでございます。今月の申請につきましては、3件となっております。参考資料につきましては、62ページから64ページになりますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、加治木町小山田字三升畑〇〇番 畑 1,691㎡です。申請人は、霧島市溝辺町在住の〇〇。譲渡希望価格は、10a当たり〇〇万円となっております。</p> <p>続きまして、2番をご説明いたします。 内容につきましては、売渡です。土地の所在が、加治木町小山田字三升畑〇〇番 畑 4,046㎡、豊留字前田〇〇番 田 1,261㎡です。 申請人は、加治木町新生町在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっております。</p> <p>続きまして、3番をご説明いたします。 内容につきましては、売渡です。土地の所在が、始良町豊留字園田〇〇番 田 391㎡、豊留字前田〇〇番 田 1,261㎡、豊留字前田〇〇番 田 1732㎡の計3筆です。申請人は、加治木町木田在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっております。 以上議案第5号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第5号1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(8番委員挙手)</p>
議 長	<p>8番委員どうぞ</p>
委 員	<p>8番委員です。 小山田が2件ですので、多分私が事務局案で担当委員になっていると思います。 〇〇さんについては、今日の議案第2号3条9番で売渡に決定した隣接地になりますけど、なぜ一緒にされなかったのか、確認はされているのですか？ それとここは、現在耕作放棄地のようになっていると思います。</p>

議 長	事務局の答弁をお願いします。
事務局	これにつきましては、今8番委員が言われたとおり、3条申請でもう一件の方は、〇〇園が購入されているのですが、勿論その〇〇園の方にもこちらを買ってくれというような話があったそうです。小さい面積で距離もあり、作業が効率的にはかどらないというようなことで、今回は、購入は控えたいということで、話があったところです。ただ、〇〇園の方も事業拡大は考えておまして、この辺にまとまった農地が沢山あれば、そこは購入を勿論考えたいと前向きな考えでした。
議 長	<p>今の答弁でよろしいですか？他にございませんか？</p> <p>それではお諮りいたします。議案第5号あっせん申出（売渡 希望）の1番から3番について、原案のとおりですること賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号あっせん申出（売渡 希望）の1番から3番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第5号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
委員	「意見なし」
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第5号あっせん申出（売渡 希望）についての1番と2番については、8番委員、5番推進委員、3番委員に、3番については、3番推進委員、19番委員、4番推進委員をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第8、議案第6号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明します。</p> <p>本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画（貸借）の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積された</p>



もので、借主が中間管理機構ですので別議案として上程いたします。  
 それでは、総会資料の15ページをお開きください。  
 今回は、始期を平成30年12月1日から設定する募集期Ⅳ期について、審議していただきます。  
 利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、17ページから19ページに各筆の明細が記載してありますのでご確認ください  
 利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人です。本案件は、募集期が9月で、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで効力が発生します。  
 今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で70件、申請面積は80,208㎡です。設定する期間は、5年が4件、10年が66件です。  
 借換区分別集計と集積率につきまして、設定地域は、木津志地区、加治木町木田地区です。  
 まず、加治木町木田地区につきましては、全体で50筆の面積62,841㎡となっており、借換区分別は、新規が7筆、面積が6,508㎡、権利別の使用貸借が2筆、賃貸借が5筆です。期間別は、すべて10年です。次にA to Aは、23筆、面積35,549㎡、権利別は賃貸借のみで期間はすべて10年です。  
 最後に権利別の載せ換えは、20筆、面積20,784㎡、権利別の使用貸借が5筆、賃貸借が15筆です。期間別はすべて10年です。

次に、木津志地区につきましては、全体で20筆の面積17,367㎡。借換区分別の新規が4筆、面積が3,697㎡、権利別は使用貸借のみ、期間別は、すべて5年です。  
 次にA to Aは、13筆、面積10,079㎡、権利別は、賃貸借のみで期間別は、すべて10年です。  
 続いて、載せ換えについては、3筆、面積3,591㎡、権利別は、賃貸借のみ、期間別はすべて10年です。  
 同ページ下の集積率をご覧ください。本年度、本市が候補地区に指定し、重点的に中間管理事業の推進を図っている地域の加治木町木田地区と木津志地区ですが、それぞれの今回の集積率は、木田地区が15.28パーセント、木津志地区が14.19パーセントとなっております。  
 なお、木津志地区につきましては、前回の第3期の申請面積68,488㎡と今回の申請面積を合わせますと、累計85,855㎡となり、集積率は70.12%となります。  
 以上で説明を終わります。

議 長

それでは、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての募集期Ⅳ、1番から70番について、一括して質疑に入ります。ただ今の事務

委員	<p>局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての募集期Ⅳ、1番から70番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第6号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定については、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p> <p>次に、日程第9、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。</p> <p>まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。9番につきましては、貸付としての申請から3年以上経過しておりましたので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。</p> <p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画合意解約 —————</p> <p>次に、日程第10、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。10月は、15件が提出されております。</p> <p>内容につきましては、別紙、合意解約（10月分）をのちほどご確認ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局長</p>	<p>「質問・意見なし」</p> <p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— その他 —————</p> <p>それでは日程11、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p> <p>それでは、以上で本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>○利用意向調査の説明。 ○鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成30年度第7回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>〔閉会〕</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_